

特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第12条、法施行規則第56条）
〔PCT36条及びPCT規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 PCT16002DNP	今後の手続については、様式PCT/ IPEA/ 416を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/058252	国際出願日 (日.月.年) 16.03.2016	優先日 (日.月.年) 24.03.2015
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q50/10(2012.01)i, G06F9/445(2006.01)i, G06F21/12(2013.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 大日本印刷株式会社		

<p>1. この報告は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い出願人に送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>3</u> ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> (出願人及び国際事務局に送付される) 附属書類は全部で <u>7</u> ページである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 補正された明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙、及び/又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。）、並びに添付された書簡（PCT規則46.5, 66.8, 70.16, 91.2及びPCT実施細則第607号参照） <input type="checkbox"/> この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替用紙及び添付された書簡（PCT規則66.4の2, 70.2(e), 70.16及び91.2） <input type="checkbox"/> 第I欄4.及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡（PCT規則70.16(b)） <p>b. <input type="checkbox"/> (国際事務局のみに送付される) 配列表に関する補充欄に示すように、附属書C/ST.25テキストファイル形式のみで提出された配列表を含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類及び数を示す)。 (PCT実施細則附属書C第3の3段落参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 国際予備審査報告の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
--

国際予備審査請求書を受理した日 20.01.2017	国際予備審査報告を作成した日 12.04.2017		
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 毛利 太郎	5L	3990
		電話番号 03-3581-1101 内線 3562	

第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
 - 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
 - 国際公開 (PCT規則12.4(a))
 - 国際予備審査 (PCT規則55.2(a)及び/又は55.3(a)及び(b))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類、又は、
 - 明細書 第 1-2, 5-20 _____ ページ、出願時に提出されたもの
 - 第 3-4 _____ ページ*、23.01.2017 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 請求の範囲 第 _____ 項、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ 項*、PCT 19 条の規定に基づき補正されたもの
 - 第 1-4 _____ 項*、23.01.2017 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 図面 第 1-9 _____ ページ/図、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 配列表
配列表に関する補充欄を参照すること。

3. 補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 5 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

4. この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったため、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則 70.2(c)及び(cの2))

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

5. この報告は、PCT規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、

- 考慮に入れて作成された (PCT規則66.1(d)の2)及び70.2(e))。
- 考慮に入れずに作成された (PCT規則66.4の2及び70.2(e))。

6. トップアップ調査について(PCT規則66.1の3及び70.2(f))

- 国際予備審査機関は、12.04.2017 _____ 付けてトップアップ調査を行った。
 - トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
 - トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7. この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である _____ から受領した補充国際調査報告を考慮した。(PCT規則 45 の 2.8(b)及び(c))

* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 1-4	有
	請求項	無
進歩性 (IS)	請求項 1-4	有
	請求項	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項 1-4	有
	請求項	無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

1.

国際調査報告に以下の文献を記載した。

文献1. JP 2015-22514 A (サクサ株式会社) 2015.02.02, 第0030-0034段落 (ファミリーなし)

文献2. JP 2011-205502 A (サクサ株式会社) 2011.10.13, 第0028段落 (ファミリーなし)

文献3. JP 2002-229960 A (株式会社日立製作所) 2002.08.16, 全文, 全図 (ファミリーなし)

文献4. WO 2014/045490 A1 (日本電気株式会社) 2014.03.27, 全文, 全図 & US 2015/0220719 A1 & EP 2899661 A1

文献5. JP 2011-141784 A (株式会社野村総合研究所) 2011.07.21, 第0020, 0021, 0060-0064段落 (ファミリーなし)

2.

請求項1-4に係る発明は、文献1-5に記載された発明に対して新規性および進歩性を有する。

文献1-5には、アクティベーション装置のアクティベーション手段が、モバイル端末で固有の端末番号、アプリケーションで固有のアプリケーション番号およびアクティベーション装置とアプリケーションで共通のキーワードに基づいて認証キーを生成し、アプリケーションは、アクティベーション装置に送信するアクティベーション要求に、アプリケーションがインストールされているモバイル端末の端末番号と、アプリケーションのアプリケーション番号を含ませる点について記載されておらず、しかもその点は、モバイル端末にセットアップされたアプリケーションが不正コピーされても、他のモバイル端末に不正コピーされたアプリケーションが動作することを防止できる、という効果を奏するから、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

23.01.2017

手 続 補 正 書
(法第11条の規定による補正)

特許庁審査官 殿

1 国際出願の表示 PCT/JP2016/058252

2 出 願 人

名 称 大日本印刷株式会社
DAI NIPPON PRINTING CO., LTD.

あて名 〒162-8001 日本国東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
1-1, Ichigaya Kagacho 1-Chome, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8001
Japan

国 籍 日本国 JAPAN

住 所 日本国 JAPAN

3 代 理 人

氏 名 弁理士 井 上 誠 一
INOUE, Seiichi



あて名 〒160-0005 日本国東京都新宿区愛住町22第3山田ビル7F
Daisan Yamada Bldg. 7F, 22, Aizumicho, Shinjuku-ku Tokyo
160-0005 Japan

4 補正の対象

明細書及び請求の範囲

5 補正の内容

(1) 請求の範囲第21頁第1項を別紙のとおり補正する。

「ネットワーク通信するアプリケーションが所定のエリア内でセットアップされた後、前記エリア外へ出荷されるモバイル端末と、入退場を管理するゲートシステムが備えられた前記エリア内に設置されるアクティベーション装置と、」の記載は、出願時の明細書の段落 [0001] [0018] [0034] [0039] 等に記載された事項に基づくものである。

「前記アクティベーション装置の前記アクティベーション手段は、前記モバイル端末で固有の端末番号、前記アプリケーションで固有のアプリケーション番号およびアクティベーション装置とアプリケーションで共通のキーワードに基づいて認証キーを生成し、前記アプリケーションは、前記アクティベーション装置に送信する前記アクティベーション要求に、前記アプリケーションがインストールされている前記モバイル端末の前記端末番号と、前記アプリケーションの前記アプリケーション番号を含ませる」の記載は、出願時の請求の範囲第2項、出願時の明細書の段落 [0011] 等に記載された事項に基づくものである。

(2) 請求の範囲第22頁第2項を別紙の通り補正する。この補正は、出願時の請求の範囲第3項の記載された事項に基づくものである。

(3) 請求の範囲第22頁第3項を別紙の通り補正する。この補正は、出願時の請求の範囲第4項に記載された事項に基づくものである。

(4) 請求の範囲第22頁第4項を別紙の通り補正する。この補正は、出願時の請求の範囲第5項に記載された事項に基づくものである。

(5) 請求の範囲第22頁第5項を削除する。

(6) 明細書第3頁段落 [0010] を別紙のとおり補正する。補正の根拠は、前記(1)の場合と同様である。

(7) 明細書第3頁段落 [0011] を削除する。

(8) 明細書第4頁段落 [0012] を別紙のとおり補正する。「更に、第2の発明は」とする記載は、明細書第3頁段落 [0011] の削除に伴うものである。

(9) 明細書第4頁段落 [0013] を別紙のとおり補正する。「更に、第3の発明は」の記載は、明細書第3頁段落 [0011] の削除に伴うものである。

(10) 明細書第4頁段落〔0014〕を別紙のとおり補正する。「更に、第4の発明は」の記載は、明細書第3頁段落〔0011〕の削除に伴うものである。

6 添付書類の目録

- (1) 明細書第3頁－4頁
- (2) 請求の範囲第21頁－22頁

とする。

課題を解決するための手段

[0010] 上述した課題を解決する第1の発明は、ネットワーク通信するアプリケーションが所定のエリア内でセットアップされた後、前記エリア外へ出荷されるモバイル端末と、入退場を管理するゲートシステムが備えられた前記エリア内に設置されるアクティベーション装置と、前記アクティベーション装置と前記モバイル端末とのネットワーク接続を、モバイル端末が前記エリア外に存在する時は前記アクティベーション装置とのネットワーク接続ができないように規制するアクティベーション距離規制装置と、を含み、前記アクティベーション装置は、前記アクティベーション距離規制装置による距離規制の下で前記モバイル端末とのネットワーク通信により前記モバイル端末からアクティベーション要求を受けると、これまでに前記アプリケーションをアクティベーションした前記モバイル端末の台数を示すアクティベーション台数を確認し、アクティベーション台数が予定台数未満の場合、アクティベーション台数をインクリメントした後、前記アプリケーションの起動に必要な認証キーを生成し、前記モバイル端末に前記認証キーを送信することで、前記モバイル端末にインストールされている前記アプリケーションをアクティベーションするアクティベーション手段を備え、前記モバイル端末にインストールする前記アプリケーションは、前記モバイル端末上で起動すると、前記モバイル端末に前記認証キーが保存されていない場合は、前記認証キーを獲得するために、前記アクティベーション装置に対して前記アクティベーション要求を送信するための操作画面を表示し、前記モバイル端末に前記認証キーが保存されている場合は、前記モバイル端末に保存されている前記認証キーを検証し、前記認証キーの検証に成功した場合に限り、前記アプリケーションは前記モバイル端末上で動作するように構成されており、前記アクティベーション装置の前記アクティベーション手段は、前記モバイル端末で固有の端末番号、前記アプリケーションで固有のアプリケーション番号およびアクティベーション装置とアプリケーションで共通のキーワードに基づいて認証キーを生成し、前記アプリケーションは、前記アクティベーション装置に送信する前記アクティベーション要求に、前記アプリケーションがインストールされている前記モバイル端末の前記端末番号と、前記アプリケーションの前記アプリケーション番号を含ませることを特徴とする、セットアップ管理システムである。

[0011]

補正された用紙(条約第34条)

[0012] 更に、第2の発明は、前記モバイル端末は、無線によりネットワーク通信する手段を備え、前記アクティベーション距離規制装置を、電波の届く範囲が前記エリア内になるように出力を調整した無線アクセスポイントとしたことを特徴とする、第1の発明に記載したセットアップ管理システムである。

[0013] 更に、第3の発明は、前記モバイル端末は近距離無線通信する手段を備え、前記アクティベーション距離規制装置を、近距離無線通信によりビーコン信号を発信し、前記ビーコン信号の届く範囲が前記エリア内になるように出力を調整したビーコン端末とし、前記アプリケーションは、前記モバイル端末上で起動すると、前記モバイル端末が前記ビーコン信号を受信しているか確認し、前記モバイル端末が前記ビーコン信号を受信している場合のみ、前記アクティベーション要求をネットワーク経由で前記アクティベーション装置へ送信するように構成したことを特徴とする、第1の発明に記載したセットアップ管理システムである。

[0014] 更に、第4の発明は、前記モバイル端末に前記アプリケーションをインストールするインストール手段を備えたインストール装置をも、前記エリア内に設置することを特徴とする、請求項1から請求項3のいずれか一つに記載したセットアップ管理システムである。

発明の効果

[0015] 上述した本発明によれば、モバイル端末向けアプリケーションをモバイル端末にセットアップするセットアップ業務を行う際、セットアップ業務に携

請求の範囲

[請求項 1] (補正後)

ネットワーク通信するアプリケーションが所定のエリア内でセットアップされた後、前記エリア外へ出荷されるモバイル端末と、入退場を管理するゲートシステムが備えられた前記エリア内に設置されるアクティベーション装置と、前記アクティベーション装置と前記モバイル端末とのネットワーク接続を、モバイル端末が前記エリア外に存在する時は前記アクティベーション装置とのネットワーク接続ができないように規制するアクティベーション距離規制装置と、を含み、

前記アクティベーション装置は、前記アクティベーション距離規制装置による距離規制の下で前記モバイル端末とのネットワーク通信により前記モバイル端末からアクティベーション要求を受けると、これまでに前記アプリケーションをアクティベーションした前記モバイル端末の台数を示すアクティベーション台数を確認し、アクティベーション台数が予定台数未満の場合、アクティベーション台数をインクリメントした後、前記アプリケーションの起動に必要な認証キーを生成し、前記モバイル端末に前記認証キーを送信することで、前記モバイル端末にインストールされている前記アプリケーションをアクティベーションするアクティベーション手段を備え、

前記モバイル端末にインストールする前記アプリケーションは、前記モバイル端末上で起動すると、前記モバイル端末に前記認証キーが保存されていない場合は、前記認証キーを獲得するために、前記アクティベーション装置に対して前記アクティベーション要求を送信するための操作画面を表示し、前記モバイル端末に前記認証キーが保存されている場合は、前記モバイル端末に保存されている前記認証キーを検証し、前記認証キーの検証に成功した場合に限り、前記アプリケーションは前記モバイル端末上で動作するように構成されており、

前記アクティベーション装置の前記アクティベーション手段は、前記モバイル端末で固有の端末番号、前記アプリケーションで固有のアプリケーション番号およびアクティベーション装置とアプリケーションで共通のキーワードに基づいて認証キーを生成し、

前記アプリケーションは、前記アクティベーション装置に送信する前記アクティベーション要求に、前記アプリケーションがインストールされている前記モバイル端末の前記端末番号と、前記アプリケーションの前記アプリケーション番号を含ませることを特徴とする、セットアップ管理システム。

[請求項 2] (補正後)

前記モバイル端末は、無線によりネットワーク通信する手段を備え、前記アクティベーション距離規制装置を、電波の届く範囲が前記エリア内になるように出力を調整した無線アクセスポイントとしたことを特徴とする、請求項 1 に記載したセットアップ管理システム。

[請求項 3] (補正後)

前記モバイル端末は近距離無線通信する手段を備え、前記アクティベーション距離規制装置を、近距離無線通信によりビーコン信号を発信し、前記ビーコン信号の届く範囲が前記エリア内になるように出力を調整したビーコン端末とし、前記アプリケーションは、前記モバイル端末上で起動すると、前記モバイル端末が前記ビーコン信号を受信しているか確認し、前記モバイル端末が前記ビーコン信号を受信している場合のみ、前記アクティベーション要求をネットワーク経由で前記アクティベーション装置へ送信するように構成したことを特徴とする、請求項 1 に記載したセットアップ管理システム。

[請求項 4] (補正後)

前記モバイル端末に前記アプリケーションをインストールするインストール手段を備えたインストール装置をも、前記エリア内に設置することを特徴とする、請求項 1 から請求項 3 のいずれか一つに記載したセットアップ管理システム。

[請求項 5] (削除)